

東京都デパートクラブ営業等の規制に 関する条例施行規則

制定 平成九年六月十七日 公安委員会規則第八号
 改正 平成十一年三月十二日 公安委員会規則第二号
 平成十一年十二月二十四日 公安委員会規則第十一号
 平成十四年三月二十五日 公安委員会規則第四号
 平成十七年二月十日 公安委員会規則第二号
 平成十七年三月十四日 公安委員会規則第四号

(目的)

第一条 この規則は、東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例（平成九年東京都条例第六十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出書の提出方法)

第二条 条例第七条第一項及び第二項並びに第十五条第一項及び第二項の規定による東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）への届出は、当該届出に係る営業所、事務所又は自動販売機を設置する場所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する警察署の長に対して行うものとする。

2 条例第七条第一項又は第十五条第一項の規定による届出をしてデパートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者が、複数の営業所等を異なる警察署の管轄区域内に設置している場合において、当該複数の営業所等について次に掲げる届出を同時に行うおとすときは、前項の規定にかかわらず、いずれか一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に対して行うことができる。

(一) 営業の廃止

(一) 条例第七条第一項第一号及び第十五条第一項第一号並びに次条第三項第一号、第九号及び第十号に掲げる事項の変更

(営業の開始の届出)

第三条 条例第七条第一項の規定による届出は、デパートクラブ営業開始届出書（別記様式第一号）を正副二部提出して行わなければならない。

2 条例第十五条第一項の規定による届出は、利用カード販売業開始届出書（別記様式第二号）を正副二部提出して行わなければならない。

3 条例第七条第一項第三号及び第十五条第一項第五号に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるのとおりとする。

(一) 営業を営もうとする者が個人である場合は、本籍（外国人にあつては国籍）、生年月日及び電話番号

- (二) 営業所等の代表電話番号
- (三) 営業の形態
- (四) 営業を開始しようとする年月日
- (五) 営業時間
- (六) 営業所等における業務の実施を統括管理する者（営業を営もうとする者を除く。以下「統括管理者」という。）の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (七) 営業に使用する電話番号
- (八) 営業所等の構造及び設備の概要
- (九) 営業を営もうとする者が法人である場合は、役員の名簿、本籍（外国人にあつては国籍）、生年月日及び電話番号
- (十) 利用カード販売業を営もうとする者にあつては、利用情報により役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業等に係る営業者の氏名（法人にあつては、さらに代表者の氏名）

4 条例第七条第一項又は第十五条第一項の規定による届出を行う場合は、次に掲げる書類各一部を添付しなければならない。

- (一) 営業所等の平面図及び営業所等の周囲の略図
- (二) 営業を営もうとする者が個人である場合は、住民票の写し
- (三) 外国人にあつては、外国人登録証明書の写し
- (四) 統括管理者に係る第二号に掲げる書類
- (五) 営業所等の使用について権原を有することを疎明する書類

(営業の廃止の届出)

第四条 条例第七条第二項又は第十五条第二項の規定による営業の廃止の届出は、デパートクラブ営業及び利用カード販売業の廃止届出書（別記様式第三号）を正副二部提出して行わなければならない。

(営業の変更の届出)

第五条 条例第七条第二項又は第十五条第二項の規定による営業の変更の届出は、デパートクラブ営業及び利用カード販売業の変更届出書（別記様式第四号）を正副二部提出して行わなければならない。この場合において、第三条第四項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付するものとする。

2 一つの警察署の管轄区域内に設置している複数の営業所等について同時に変更の届出をする場合において、前項後段の規定により届出書に添付しなければならない書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部を届出書のいずれか一つに添付することができる。

3 第二条第二項の規定により一つの営業所等の所在地を管轄する警察署の長に届出をする場合において、第一項後段の規定に

より届出書に添付しなければならない書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部を当該一つの営業所等に係る届出書に添付することができる。

(青少年立入禁止の表示)

第六条 条例第七条第三項の規定による表示は、東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例第七条第三項の規定に基づく表示（別記様式第五号）により行うものとする。

(利用カードを販売する自動販売機への表示)

第七条 条例第十五条第三項の規定による表示は、東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例第十五条第三項の規定に基づく表示（別記様式第六号）により行うものとする。

2 前項の場合において、既に別記様式第六号の表示をしている自動販売機により利用カードの販売を行うときの表示は、同様に代えて別記様式第七号により行うことができる。

(指示、停止及び廃止)

第八条 条例第十二条及び第十五条の六に規定する指示は、指示書（別記様式第八号）を交付して行う。

2 条例第十三条第一項及び第二項並びに第十五条の七第一項及び第二項に規定する営業の停止の命令は、営業停止命令書（別記様式第九号）を交付して行う。

3 条例第十三条第三項及び第十五条の七第三項に規定する営業の廃止の命令は、営業廃止命令書（別記様式第十号）を交付して行う。

(聴聞の手続)

第八条の二 条例第十四条第二項（条例第十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による聴聞の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(従業員名簿)

第九条 条例第十六条に規定する公安委員会規則で定める事項は次に掲げるのとおりとする。

- (一) 性別
 - (二) 採用年月日
 - (三) 従事する業務の内容
 - (四) 退職（死亡を含む。）の年月日及びその事由
- 2 デパートクラブ営業又は利用カード販売業を営む者は、従業員が退職した日から三年間は、当該従業員に係る従業員名簿を備えておかなければならない。

(身分証明書)

第十条 条例第十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第十一号のとおりとする。

(除却その他必要な措置命令)

第十一条 条例第十九条第一項の規定による広告物の除却その他必要な措置の命令は、除却等措置命令書（別記様式第十二号）

を交付して行う。

(保管、返還及び廃棄の手続)

第十二条 条例第十九条第五項の規定により除却したはり札又は立看板(以下「除却広告物」という。)の保管、返還及び廃棄は、当該除却広告物を表示してあった場所を管轄する警察署の長が行うものとする。

2 除却広告物を保管した警察署長は、当該除却広告物について権原を有する者に対し、当該除却広告物を保管している旨及び七日以内に引き取るべき旨を通知するものとする。ただし、権原を有する者の氏名及び住所が明らかでない場合は、当該除却広告物の種類、表示内容、数量、除却した日時及び場所並びに七日以内に引き取るべき旨を、当該警察署の掲示板に掲示して公示することにより、通知に代えるものとする。

3 除却広告物の返還の請求は、当該除却広告物を保管する警察署長に対し、除却広告物返還請求書(別記様式第十三号)及び当該除却広告物について権原を有することを疎明する書類を提出して行うものとする。

4 警察署長は、保管した除却広告物について、第二項の規定により通知した日又は公示した日から七日以内に、権原を有する者から当該除却広告物の返還の請求がない場合は、これを廃棄することができる。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附則(平成十一年公委規則第二号)

この規則は、平成十一年三月十六日から施行する。

附則(平成十一年公委規則第十一号)

この規則は、東京都テレホンクラブ等営業及びデートクラブ営業の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年東京都条例第百五十二号)の施行の日から施行する。

附則(平成十四年公委規則第四号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成十七年公委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に交付されているこの規則による改正前の東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第十一号による立入証及びこの規則による改正前の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第五号による立入証については、それぞれこの規則による改正後の東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例施行規則別記様式第十一号による身分証明書及びこの規則による改正後の性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則別記様式第五号による身分証明書とみなす。

附則(平成十七年公委規則第四号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行す